

令和2年度 石狩市教育委員会会議（3月定例会）会議録

令和3年3月30日（火）
第2委員会室

開会 13時30分

○委員の出欠状況

委員氏名	出席	欠席	備考
教育長 佐々木 隆 哉	○		
委員 門 馬 富士子	○		教育長職務代理
委員 松 尾 拓 也	○		
委員 山 本 由美子	○		

○会議出席者

役 職 名	氏 名
生涯学習部長	安 崎 克 仁
生涯学習部理事	西 田 正 人
生涯学習部次長（教育指導担当）	石 橋 浩 明
総務企画課長	松 永 実
学校教育課長	伊 藤 英 司
社会教育課長（兼公民館長）	板 谷 英 郁
文化財課長	工 藤 義 衛
厚田生涯学習課長	相 原 真 一
浜益生涯学習課長	開 発 克 久
学校給食センター長	櫛 引 勝 己
生涯学習部参事（指導担当）	山 田 潮
教育支援センター教育支援担当主査	盛 雅 宏
総務企画課総務企画担当主査	鎌 田 晶 彦
同上	扇 武 男

○傍聴者 2 名

議事日程

日程第1 署名委員の指名

日程第2 議案審議

議案第1号 石狩市学校施設長寿命化計画について

議案第2号 石狩市教育委員会行政組織に関する規則の一部改正について

議案第3号 石狩市教育委員会職員職名規則の一部改正について

議案第4号 石狩市教育委員会会計年度任用職員の任用、給与、勤務時間、休業等に関する規則の一部改正について

議案第5号 石狩市立学校管理規則の一部改正について

日程第3 教育長報告

日程第4 報告事項

① 第10回科学の祭典in石狩の開催状況について

日程第5 その他

日程第6 次回定例会の開催日程

開会宣告

(佐々木教育長) ただ今から、令和2年度教育委員会会議3月定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名委員の指名

(佐々木教育長) 日程第1 会議録署名委員の指名ですが、松尾委員にお願いいたします。

日程第 2 議案審議

(佐々木教育長) 日程第 2 議案審議を議題といたします。

議案第 1 号 石狩市学校施設長寿命化計画について

(佐々木教育長) 議案第 1 号「石狩市学校施設長寿命化計画について」、事務局から提案説明願います。

(安崎生涯学習部長) 議案第 1 号については、1 月間のパブリックコメントを終えました。寄せられたご意見により、原案の修正はございません。本日は、ご意見に対する回答について報告をし、計画の決定について議決を求めるものです。詳細は、松永総務企画課長からご説明します。

(松永総務企画課長) 私から、議案第 1 号「石狩市学校施設長寿命化計画について」ご説明します。本計画の策定に係るこれまでの経過については、昨年 12 月の本定例会で、事務局が作成した素案をお示しし、その後、委員の皆さんからいただいたご意見をもとにした修正案を原案として 1 月の定例会でご了承いただきました。本日記布の資料 1 頁から 2 頁をご覧ください。2 月 1 日から 3 月 1 日の間パブリックコメントを実施し、1 名の方から 3 件のご意見をいただきましたので、その内容と検討結果についてご報告をいたします。

一つ目のご意見は、「市内の学校施設の状況が理解できた。学校は子どもたちの学びの場であり、生活の場でもあるので、安全で安心な施設環境となるよう配慮して欲しい。」というご意見でありました。その検討の内容・結果としましては、「学校施設の長寿命化を進めるにあたり、安全・安心で良好な環境を確保するとともに、社会環境の変化や学習ニーズに応じた施設整備を進める。」とし、検討結果を「その他」といたしました。

次に、二つ目のご意見は、「施設改修にあたり、例えば屋根や壁の色を決める際にアンケートを行うなど、子どもたちの意思が反映されるようにして欲しい。」という内容でした。その検討内容・結果としましては、「学校は地域のシンボリックな役割を果たし、その存在価値も大きい施設であることから、外壁や屋根の色の選定にあたっては、周辺との調和に留意する必要があると考える。一方で、子どもたちが日々生活をする学校の施設整備にあたっては、いただいたご意見のような取組を行うことで、学校への愛着や施設を大切にしようとする心が育まれるといった効果が期待できるものと考え。」とし、検討結果を「参考」とい

たしました。

次に、三つ目のご意見は、「ICT教育をはじめ、学校に求められる教育ニーズや児童生徒などへの指導方法等も多様化している中、近年増えている化学物質過敏症や電磁波過敏症の子どもたちへの対応策も必要だと思うので、施設改修の際には留意してほしい。」といった内容でした。その検討内容・結果としましては、「化学物質過敏症対策として、学校施設を新增築または改修する場合には、文部科学省による記載の関係資料において、示されている化学物質については、それぞれ、その数値の範囲内でこれまで施設整備を進めていることや、毎年度、学校環境衛生基準に基づいた室内濃度の測定を行い、安全を確認している。」と答えをし、また、「電磁波過敏症については、現在、WHOをはじめ、様々な機関で研究が進められており、具体的な対処法は示されておりませんが、今後の調査研究等の動向を注視していく。」という回答とし、検討結果を「参考」といたしました。

以上、3件の検討結果を申し上げましたが、この内容で委員の皆さんからご了解をいただきましたならば、本日配布しております、1月の定例会でご承認をいただきました原案をもって、本計画の決定議決をいただきたく、提案するものです。ご審議のほどよろしく願いいたします。

(佐々木教育長) ただ今、事務局から提案説明がありました議案第1号につきまして、ご質問等がありましたら受けたいと思います。いかがでしょうか。

(松尾委員) 2点あります。1点目の質問は、資料2頁目のNo.3、化学物質過敏症や電磁波過敏症への対応が必要ではないかのご意見ですが、実際問題として、学校に通われているお子さん、または、保護者の方から、こういったご相談やご要望等がここ数年の間にあるのであれば教えていただきたい。

(伊藤学校教育課長) 私から、1点目についてお答えいたします。市教委に対して、化学物質過敏症に関しては、特に児童生徒の保護者からの申し出はございません。また、電磁波過敏症につきましては、1名の保護者の方から、自分の子どもが電磁波過敏症ではないかとの申し出を受けているところです。以上です。

(佐々木教育長) 付け加えますと、化学物質過敏症の中の一つと言われている、柔軟剤等に使用されている化学物質の臭いについては、市議会でも何回か取り上げられており、保護者へそういったものへの注意を促すチラシを、学校を通して配布しています。

(松尾委員) いわゆる「香害」というものですね。わかりました。

続けます。どちらかというところ、ご意見のNo.3やNo.2についても、今回の長寿命化計画そのものというよりは、実際に改修が行われる時や、もう少し前の段階の実施計画の時にしっかりと検討が必要な観点になると思いますので、引き続き実施計画を策定する際には、こういった観点からしっかりと検討していただいて、「盛り込む」・「盛り込まない」の判断や、子どもたちの意思が反映される部分については、アンケートやアンケート以外の別な手法を取るのかをご検討いただければと思います。これは、今後に向けての意見といたします。

(佐々木教育長) 他に質問等はございませんか。

(門馬委員) ご意見のNo.1ですが、このご意見の趣旨の内容は、当然ながら、このことのために我々は長寿命化計画を策定していますが、検討結果が「その他」となっているのは、他に当てはまる区分がないということですか。

(松永総務企画課長) 市のパブリックコメントを公表する際の基準に照らし合わせると、「その他」が妥当となりますことから、そのように表示しております。

(門馬委員) わかりました。

(佐々木教育長) 他に質問等ございませんか。

質問なし

(佐々木教育長) 質問等がないようですが、いただいているご意見は、それぞれもったもなご意見ではありますが、ただ今決定しようとしている長寿命化計画とは観点が若干異なるため、実際に工事等を行う場合には、こういった点にも配慮をするといった認識の下で、この長寿命化計画については、原案の通りでよろしいでしょうか。

異議なし

(佐々木教育長) ご異議なしと認め、議案第1号につきましては、原案通り可決いたしました。

議案第 2 号 石狩市教育委員会行政組織に関する規則の一部改正について

議案第 3 号 石狩市教育委員会職員職名規則の一部改正について

議案第 4 号 石狩市教育委員会会計年度任用職員の任用、給与、勤務時間、休業等に関する規則の一部改正について

(佐々木教育長) 議案第 2 号「石狩市教育委員会行政組織に関する規則の一部改正について」、議案第 3 号「石狩市教育委員会職員職名規則の一部改正について」及び議案第 4 号「石狩市教育委員会会計年度任用職員、給与、勤務時間、休業等に関する規則の一部改正について」、事務局から提案説明願います。

(安崎生涯学習部長) ただ今一括提案となりました、議案第 2 号、議案第 3 号及び議案第 4 号については、令和 3 年度の市教委事務局の組織体制等に合わせ、それぞれ所要の改正を行うものです。詳細は松永総務企画課長からご説明します。

(松永総務企画課長) 私から、議案第 2 号、議案第 3 号及び議案第 4 号につきまして、関連がございますので一括してご説明いたします。資料の 3 頁から 5 頁、それと、別紙をカラーでお配りしておりますので、併せてご覧ください。

この度、令和 3 年度の教育委員会事務局の組織体制を変更することになり、その概要として、変更点が大きく 2 点ございます。

1 点目は、次長付参事の職を廃止する点、2 点目は、過日 3 月 19 日の臨時会で議決をいただきました、これまで生涯学習部の課として置いていた、「教育支援センター」を「教育支援課」に改称することと併せて、教育支援課に属する会計年度任用職員として、新たに教育支援主事を配置し、これまで主に参事が所掌していた生徒指導に関する業務を引き継ぐという体制にしようとするものです。

資料の 3 頁をご覧ください。教育委員会行政組織に関する規則では、右側の改正後に新たに第 7 条の 2 として、指導主事を規定し、第 1 項で「生涯学習部に統括指導主事及び指導主事を置く」、第 2 項「統括指導主事及び指導主事は、上司の命を受け、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に定める事務のほか、教育長が定める事務に従事する。」、第 3 項「統括指導主事は、指導主事の仕事の事務を統括し、当該指導主事の仕事を行う職員への指導助言を行うものとする。」という規定をしようとするものです。その相関について、別紙をご覧ください。右側で新体制の欄中、左側に教育支援課に「課長」、その下に「主査」、さらにその下に「新」と書いてある「教育支援主事(会計年度任用職員)」と縦に記載をしています。教育支援主事の職務として大きく 2 点記載しています。1 点目は、「(1) 生徒指導に関する業務」、これは、今まで次長班の中で主に参事が職務として担

っていた業務を移行し、2点目、「(2) 特別支援教育に関する業務の統括・指導」これら2点を教育支援主事の職務とするものです。そして右側「次長班」ですが、上から「次長」、その下に「学校教育主事(会計年度任用職員)」を縦に配置しておりますが、次長については、新たに「統括指導主事」という職名を設けて、その規定については、資料4頁をご覧ください。

職員職名規則の改正になりますが、第3条第1号で追加をするものです。加えて、この「統括指導主事」である「次長」が、指導主事の事務を担う「教育支援主事」と「学校教育主事」に対して指導助言を行うとしており、この図にてトライアングルで結んでいますが、さらなる連携を図って行くとしたものであります。

ただ今申し上げた内容をもとに、今回3つの規則の改正を行い、資料の3頁をご覧ください。その中で、行政組織に関する規則の第5条第5項において、「次長に次長付参事及び次長付職員を置くことができる。」と改正をいたしますが、この次長付職員というのは、学校教育主事を指すものでございます。

最後に資料の5頁をご覧ください。教育委員会会計年度任用職員の任用、給与、勤務時間、休業等に関する規則において、新たに設置する教育支援主事の給与について、職種別基準表において明記をし、学歴免許等は大学卒、基礎号俸と上限の職務の級は、基礎号俸1級25号俸から上限は1級53号俸と規定をし、これは、その上段に記載のある学校教育主事と同じ規定をするものでございます。

以上、これら3規則の一部改正についてご説明を申し上げます。改正の施行日は令和3年4月1日として、議案提出するものでございます。宜しくご審議のほどお願いいたします。

(佐々木教育長) ただ今、事務局から提案説明がありました議案第2号、第3号及び議案第4号につきまして、一括してご質問等がありましたら受けたいと思います。いかがでしょうか。

(門馬委員) 別紙の組織図ですが、「教育支援主事」は、組織上「教育支援課長」の命に従うことでよろしいですか。また、職務上「次長班」と大いに関係があるので、次長から指導助言を受けるとの解釈でよろしいでしょうか。

(松永総務企画課長) 指導助言の解釈ですが、「教育支援主事」「学校教育主事」に採用する予定の方々は、これまで管内の小学校・中学校で管理職として勤務されていた方に担っていただきたいと考えております。また、「統括指導主事」を務められる、現石橋次長も石狩管内の小学校の校長職として割愛で来ていただいております。そういった方々のこれまでのキャリアに基づいて、この3つの職

で石狩市の学校現場で、生徒指導、特別支援教育や全国学力テストの調査結果の分析等の業務を連携して担っていただきたいというものでございます。以上です。

(門馬委員) 組織として、両方からの指揮命令を受けるということは、混乱が生じないのかと思ったものですから、こういう質問をしました。運用上混乱を生じないようであれば良いのではないかと思います。

(佐々木教育長) 指揮命令は、あくまで、「教育支援課長」からの縦のラインとなりますが、教育支援主事、学校教育主事、総括指導主事も地方教育行政法でいう指導主事として学校に対する指導助言にあたることとなりますので、指導助言の中での調整や連携をとる必要があるということで、次長を「総括指導主事」とし、指揮命令ではなく指導助言という使い分けをいたします。

(門馬委員) わかりました。

(佐々木教育長) 他に質問等ございませんか。

(松尾委員) 関連して、学校のことだけではなく、複数の視点が必要との理由もあって、直接のライン以外のもう一つのラインからの指導助言を受けるという組織体系は、今までの石狩市役所の中ではあったことなのですか。

(佐々木教育長) それでは私から、プロジェクトチーム的なものに関しては、通常の指揮命令とは別に、プロジェクトチームの中での役割分担で動くことがありますので、そういった意味で全く前例がない訳ではないと思います。

(松尾委員) そのような知見について、ある程度庁内での実績があるのでしたら、横つながりの連携の時のメリット、デメリットがあったと思いますので、そういったことを参考にして実施して是非、円滑な運用をお願いしたいと思います。人が働く中では、完璧な制度はないと思います。制度と運用の両輪でやっていくしかないと思いますので、良いスタートを切っていただけるように皆さん頑張っていたいただければと思います。宜しく願いいたします。

(佐々木教育長) 他に質問等ございませんか。

質問なし

(佐々木教育長) 質問等がないようですので、議案第2号、議案第3号及び議案第4号につきましては、原案通り可決ということによろしいでしょうか。

異議なし

(佐々木教育長) ご異議なしと認め、議案第2号、議案第3号及び議案第4号につきましては、原案通り可決いたしました。

議案第5号 石狩市立学校管理規則の一部改正について

(佐々木教育長) 議案第5号「石狩市立学校管理規則の一部改正について」、事務局から提案説明願います。

(安崎生涯学習部長) 本件は、デジタル教科書への対応、中学校の新学習指導要領の全面実施に伴う対応とともに、秋季休業日及び学校支援推進委員について所要の改正を行うものでございます。詳細は伊藤学校教育課長からご説明します。

(伊藤学校教育課長) 私から、議案第5号「石狩市立学校管理規則の一部改正について」ご説明します。今回のこの改正は、大きく分けますと4つの視点があります。

1点目につきましては、学習者用デジタル教科書です。資料6頁の第3条及び資料7頁の第23条をご覧ください。教科用図書代替教材として、児童生徒が使用するデジタル教科書について、新たに規定するものです。これは、現在文部科学省が、令和3年度に実証授業として、全国の義務教育諸学校の約半数を対象に各学校について1学年1教科導入し、実施しようとするもので、本市からも小学校4校、中学校4校の使用が決定をしたところです。これに伴い所要の改正を行うものです。

2点目につきましては、資料6頁、改正前の欄の下段に記載されている第8条の2「学校支援推進員」についてです。これについては、令和3年度に、石狩市立学校すべてにおいて、「コミュニティ・スクール学校運営協議会制度」を導入するにあたり、令和2年度限りで「学校支援推進員」を廃止することから、所要の改正を行うものです。

3点目につきましては、資料7頁第19条をご覧ください。学校休業日について、本市では、平成20年度から2学期制を導入しておりますが、前期と後期の

間に秋季休業日を設定して実施してきたところではありますが、この学校管理規則の中には、この秋季休業日については具体的に規定をしておりませんでした。この度、夏季休業日と冬季休業日と同様に、第19条第1項第6号に、新たに秋季休業日を規定するものです。

4点目につきましては、7頁の下段の第25条及び16頁までに続く別記様式に規定する指導要録についてです。令和3年度から、中学校の新学習指導要領が実施されることに伴い、新学習指導要領に対応した学習指導と学習評価を行うため、中学校の指導要領の様式について、所要の改正を行うものです。なお、施行日につきましては、いずれも令和3年4月1日を予定しております。以上、ご審議を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

(佐々木教育長) ただ今、事務局から提案説明がありました議案第5号につきまして、ご質問等がありましたら受けたいと思います。いかがでしょうか。

(門馬委員) 教科用図書代替教材とはデジタル教科書のこととご説明がありましたが、これは来年度から、どこかの学校において使用するということでしょうか。

(伊藤学校教育課長) 指導者用デジタル教科書につきましては、令和2年度4月から各小学校において既に使用しております。また、学習者用(児童・生徒用)のデジタル教科書につきましては、現段階において正式な導入については、文部科学省、国においても、未定な状況ではありますが、文部科学省で行う「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業」を全国の約半数の公立小中学校等で実施をするということで、市内からは小学校6校、中学校5校で手上げをしたところですが、先日通知があり、小学校4校、中学校4校で実施することとなりました。具体的な学校名で申し上げますと、小学校は、南線小学校、花川南小学校、緑苑台小学校、石狩八幡小学校の4校です。中学校につきましては、花川中学校、樽川中学校、花川北中学校、浜益中学校の4校です。以上8校で導入の予定となっております。なお、小学校については、5、6年生の1学年、中学校については、いずれかの1学年、とそれぞれ1教科ずつにて実施予定となっております。以上です。

(門馬委員) 試用で導入し、これを検証して、結果を文部科学省にて集約し、今後の検討材料にしていくとの考え方でよろしいですか。

(伊藤学校教育課長) 委員のおっしゃる通りでございます。この選択をされた学

校を見ましても、大規模校、中規模校、小規模校とバランスが分かれており、そういう選択になっていると思われます。そのうえで教科等につきましても、重複がないような選択となっており、各市町村、都道府県、全国において検証していくものと考えているところです。以上です。

(門馬委員) わかりました。

(佐々木教育長) 教師用のデジタル教科書は、ここでいう教科用図書代替教材とは違い、あくまでも学習者用デジタル教科書の話ですね。

(伊藤学校教育課長) はい、その通りです。

(門馬委員) このデジタル教科書の購入経費は、誰が負担するのですか。

(伊藤学校教育課長) すべて文部科学省が負担することになります。

(佐々木教育長) 付け加えますと、文部科学省では次の教科用図書の切り替えの時から、デジタル教科書を導入する方向であるとの状況ですが、費用負担まではこれから決めていくことになります。

(門馬委員) デジタル教科書が、果たしていいものなのかどうか議論されている最中だと思います。デメリットに関して様々なご意見が出ているようですが、デジタル教科書を導入することは、もう決定なのですか。

(佐々木教育長) 決定ではなく、ただ今、文部科学省の有識者会議等では、デジタル教科書を導入するという方向性で議論しています。ただ、その時に紙ベースの教科書との関係でどういう使い方をしていくのか、併用するのか、全部切り替えていくのか議論をしていますので、まだ決まっておりません。これらを決めていくために、このモデル事業の検証結果を使っていくことになると思います。

(門馬委員) 紙ベースの教科書と比べると、デジタル教科書は経費的に高くなりますか。

(松尾委員) データを作ればいいだけなので逆に安くなるのでしょうか。

(佐々木教育長) そのための実証事業との意味合いもあるのではないでしょう

か。この改正はその実証事業に備えてということになります。

(安崎生涯学習部長) この実証事業は、子どもたちの目に対する影響やライセンスの関係でその学年が終了すれば使用できなくなることも考えられ、それらを今後、費用負担とともに議論していくことになります。

(佐々木教育長) ただ今、G I G Aスクールで導入する端末は、クラウドを利用してデータ配信を行いますので、DVDのように物の形ではないので、その学年が終了したら使えなくなるとの恐れもあります。それでは不便であるので、考えて行かなくてはならないとの議論もあります。

(門馬委員) 今のお話で、以前、端末を家に持って帰らない、学校へ置いておくことが基本とのことでしたが、それはいかがですか。

(安崎生涯学習部長) 最初は、そういった形で始めますが、運用については、端末を家に持ち帰るなど後年時にそういった取り扱いとすることが考えられます。

(佐々木教育長) G I G Aスクール構想については、当初の目的とは違うことが新たに提案されています。例えば、令和2年度に前倒しして端末を導入したのは、新型コロナウイルス感染症の影響で、再度、臨時休校の措置がなされた時のためということでした。当初は学校に置いておくと言っていたのが、普段から家に持ち帰るといった提案がなされています。それにかぶせる形で、デジタル教科書の話が出てきているといった状況です。デジタル教科書が今後使用されるようになれば、普段から家に持ち帰る状態とならざるを得ないと思います。全国の中では、既に端末を家に持ち帰らせている学校もあります。G I G Aスクール構想については、状況が目まぐるしく変化しています。

(松尾委員) そのような実証のための授業というご説明でしたが、この期間は1年間ですか。

(伊藤学校教育課長) 特に何も決まってはおりません。

(松尾委員) わかりました。

(佐々木教育長) 他にご質問等ございませんか。

(山本委員) 各校で1学年1教科での実証事業ということですが、教科の種類や学年は指定されるものですか、それとも学校で選択できるものなのでしょうか。

(伊藤学校教育課長) 教科・学年等につきましては、申請段階で既に決まっております。小学校では南線小学校は、教科は算数、学年は5年生、花川南小学校は、教科は社会、学年は6年生、緑苑台小学校は、教科は理科、学年は5年生、石狩八幡小学校は、教科は社会、学年は6年生となっております。

中学校では花川中学校は、教科は英語、学年は1年生、樽川中学校は、教科は理科、学年は2年生、花川北中学校は、教科は数学、学年は1年生、浜益中学校は、教科は英語、学年は2年生です。以上です。

(山本委員) 先生方にとっても、学習者用のデジタル教科書は初めてのものになり、指導の仕方等大変ではないかと思いますが、加配の先生の配置もなく、研修やそれを指導してくれる先生はいないのでしょうか。

(伊藤学校教育課長) この学習者用デジタル教科書は、そのための加配は必ずしもついておりませんが、学校の中などで研究を進めながら、この学習者用デジタル教科書の活用について、進めて行くことを聞いております。以上です。

(山本委員) わかりました。

(松尾委員) この学習者用デジタル教科書の活用方法など、文部科学省などで動画配信する等のことはないのでしょうか。また、これはお願いなのですが、各校ごとの取組の内容等は、保護者を含めて市民の皆さんの関心が非常に高いと思われまますので、集約していただいて告知をしていただけたらと思います。

(伊藤学校教育課長) そのあたりの詳細について、まだ、未定の部分も多くございますが、趣旨は十分理解いたしましたので道教委に確認しながら進めて参りたいと思います。

(石橋教育指導担当次長) 前段のご質問の部分について、デジタル教科書の使い方として、学校現場でどのように行っていくかなどのはまだ伺っておりません。このデジタル教科書の実証事業は、デジタル教科書側がまだ追いついていないのが現状です。紙ベースの教科書のPDF版に多少の機能が付いたものを、どの教科書会社も間に合わせで作成している状態です。各学校は、この実証事業を通して、機能面など意見を集約・報告して、それをもとに、本格的に使用

するデジタル教科書を完成させると聞いております。道教委や発行する教科書会社に確認をいたしました。が、デモ的なものや使用方法等を依頼すれば研修的なものも実施することは可能と伺っております。

(門馬委員) このデジタル教科書の授業を受ける子どもたちは、紙ベースの教科書は使用しないことになりますか。それとも併用していくことになりますか。

(石橋教育指導担当次長) 基本的には併用していく形となります。実際どの場面でデジタル教科書を使用すれば効果的なのか、この部分は紙ベースの教科書の方が良いなどのことを含めての実証授業となると思われます。

(門馬委員) わかりました。

(松尾委員) 私の感想としましては、PDFになっているだけのデジタル教科書であれば、実証事業を行ってもあまり意味がないのではないかと思います。デジタル教科書ならではの機能が入ってこそそのデジタル教科書と言えるのではないかと思います。

(石橋教育指導担当次長) 完全にPDF化されているものではなく、例えば、ある項目をクリックすればそれに関連する項目に繋がる機能が付いていますが、それほどたくさんあるわけではないということです。

(松尾委員) そういう機能がある程度ないと、ただ画面越しに見ているものであれば、この実証事業はまだ早いのではないかと思います。

(石橋教育指導担当次長) 先ほども申し上げましたが、デジタル教科書を作る側が追い付いていない状況です。また、学習者用デジタル教科書の概要ですが、紙ベースの教科書の紙面の内容やレイアウトを変えずにデジタル化し、デジタルならではの拡大や縮小の機能に加え音声の読み上げ、ふり仮名が付いたもの等、中にはアニメーションのものもありますが、付属したデジタル教材との位置付けであり、デジタル教科書そのものに付いているものではありません。

(佐々木教育長) 私を含めて、まだ、イメージはできていないといったところです。今後、現物を確認できる機会があれば確認したいと思います。

(松尾委員) もう少しデジタル化の良さに特化したもの、例えば図形の理解とか

視覚的にわかりやすくなるなどの期待はしていますが、まだ、その領域には達していないということなので、今後に期待したいと思います。

(山本委員) タブレットを使用した授業を何回か参観したことがあるのですが、タブレットの操作に時間を取られ、授業内容が子どもたちの頭の中に何も残っていないのではないと思われる授業になってしまっていることがありました。最初の1年は副教材等で補わないと、これだけで進めることは難しいものになるのではないかと思います。

(松尾委員) 時間を取られるとは、どのようなことですか。

(山本委員) 操作の方法に時間が取られるということです。子どもたちは、機械の操作方法来に慣れているとはいえ、1人の教師がクラス全員に教えるとなると、やはり時間がかかり、それだけで授業が終わってしまいます。

(佐々木教育長) 先進的に1人1台端末を導入しているところは、最初から授業に使うのではなく、朝の会等で操作に慣れるようにし、徐々に習熟が深まるにつれ、実際の授業に活用していく等、工夫をしながら色々なパターンを試している状況もあることから、その情報提供も学校には行っていきたいと考えています。

(山本委員) わかりました。

(佐々木教育長) 他に質問等ございませんか。

質問なし

(佐々木教育長) 質問等がないようですので、議案第5号につきましては、原案どおり可決ということでよろしいでしょうか。

異議なし

(佐々木教育長) ご異議なしと認め、議案第5号につきましては、原案どおり可決いたしました。

日程第3 教育長報告

(佐々木教育長) 次に、日程第3「教育長報告」を議題といたします。3月定例会の教育長報告につきましては、お手元にお配りしている資料をご覧くださいまして、報告に代えさせていただきたいと思っております。また、市議会での質疑につきまして、令和3年第1回定例会での代表質問、一般質問と答弁の要旨、3月の建設文教常任委員会及び予算特別委員会での質問と答弁の趣旨をお配りしておりますのでご覧くださいたいと思っております。その中で、質問等がございましたらお受けしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(門馬委員) 教育長報告の3月16日、「国際ソロプチミスト石狩」から図書館の備品の寄贈がありました。どのようなものを寄贈いただいたのでしょうか。

(西田市民図書館長) ブックカート用スペアバックをいただいております。本を入れて押すものですが、そのスペアバックとハンドルカバーです。実は数年前に同じようなものをいただきましたが、それが劣化したため、その交換品ということになりました。その他に展示用のアクリルケースと長テーブル、金額にして30万円相当をいただきました。

(門馬委員) わかりました。

(山本委員) 建設文教常任委員会で、三崎委員から質問があった不登校の状況ですが、新型コロナウイルス感染症のことで欠席しても欠席扱いにはならず、不登校にはあたらないということですが、不登校ではないが、不登校だろうと思われる状況の児童生徒の数は把握されていますか。

(盛教育支援センター教育支援担当主査) 不登校につきましては、欠席が30日以上ですが、新型コロナウイルス感染症の場合は、出席停止であり学校に出席しなくても良いこととなりますので、不登校の数はあくまでも不登校のみの数となります。新型コロナウイルス感染症で出席しなくても不登校の意味ではありませんので不登校とは別の取り扱いになります。不登校の人数は、令和元年度135人、令和3年1月末の人数ですが134人となっており、これが新型コロナウイルス感染症の影響かどうかは、分析はできておりません。

(山本委員) わかりました。

(佐々木教育長) 他に質問等ございませんか。

質問なし

(佐々木教育長) 他に質問等がないようですので、教育長報告については了承と
いうことでよろしいでしょうか。

異議なし

(佐々木教育長) ご異議なしと認め、教育長報告については了承をいただきました。

日程第4 報告事項

(佐々木教育長) 次に、日程第4 報告事項を議題とします。

報告事項①「第10回科学の祭典 in 石狩の開催状況について」

(佐々木教育長) 報告事項①「第10回科学の祭典 in 石狩の開催状況について」、
事務局から説明を願います。

(西田市民図書館長) 資料17頁をご覧ください。インターネットで科学動画の
配信を行っております、「第10回科学の祭典 in 石狩」の開催状況についてご報
告いたします。

この科学の祭典は、石狩市のホームページのトップバナーにて宣伝しており
ます。令和2年11月30日から令和3年3月31日までのロングラン配信をおこ
なっております。動画の配信実績である3月17日現在までの視聴回数ですが、
実行委員会制作の8作品と投稿のありました6作品の計14作品で総計4,569回、
1動画最多のもので1,123回、最小のもので115回となっております。この数
字の評価ですが、初めての試みでもありますので、同じような取組を行っている
自治体を調べてみたところ、「青少年のための科学の祭典 茨城県日立大会」が
ありました。実績と比較すると「日立大会」が「石狩大会」より公開期間が半月
短いのですが、全18種類で視聴回数の総計が2,163回となっております。この
ことから、この度の取組といたしましては、一定の成果を上げているのではない

かと考えているところです。ちなみに茨城県日立市の人口は、約 17 万人でございます。

その他の特徴的な取組として、石狩翔陽高校と製作いたしました工作動画の頒布キットを先着 100 名に無料頒布を行い、令和 3 年 3 月 17 日の時点で 81 セットの頒布を実施しております。こちらも概ね順調な成果と認識しております。令和 3 年度につきましては、現在のところ 9 月の土・日曜日に体験ブースを展開する現地開催方式と新規で投稿動画の募集を行い、また、この度の第 10 回の動画を継続して配信するインターネット方式の両方で展開することを予定しております。現在助成金を申請しているところです。この助成金につきましては、4 月上旬に通知がある予定となっております。以上です。

(佐々木教育長) ただ今、事務局から説明がありました報告事項①につきまして、ご質問等がありましたら受けたいと思います。いかがでしょうか。

(山本委員) この動画の配信期間は延長することはできるのでしょうか。

(西田市民図書館長) 期間を延長することは特に問題点があるわけではありません。当初、配信期間を決めておりましたので、3 月 31 日でいったん終了いたします。また、投稿者には 3 月 31 日までの配信ということで了解を得ておりましたので、投稿者に改めて配信期間の延長の了解をいただいて、改めて配信を行いたいと考えております。

(山本委員) わかりました。

(佐々木教育長) 他に質問等ございませんか。

質問なし

(佐々木教育長) 他に質問等がないようですので、報告事項①については了解ということでよろしいでしょうか。

異議なし

(佐々木教育長) ご異議なしと認め、報告事項①については了解をいただきました。

日程第5 その他

(佐々木教育長) 次に、日程第5 その他を議題とします。委員の皆さんから何かございませんか。

その他なし

(佐々木教育長) その他について、事務局からありませんか。

その他なし

(佐々木教育長) その他がないようですので、日程第5 その他を終了します。

日程第6 次回会議の開催日程

(佐々木教育長) 次に、日程第6 次回会議の開催日程を議題とします。次回は、4月27日火曜日、13時30分から予定しておりますので、宜しくお願いいたします。

閉会宣告

(佐々木教育長) 以上を持ちまして、3月定例会の案件は、全て終了いたしました。これを持ちまして、令和2年度教育委員会会議3月定例会を閉会いたします。

閉会 14時38分

会議録署名

上記会議の経過を記録し、その相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和3年4月30日

教育長 佐々木 隆哉 _____

署名委員 松尾 拓也 _____